



資料編

## 1. 基本構想（前期基本計画より）

### 第1章 まちの将来像

私たちのまち、県都である岐阜市と県内2位の人口を擁する大垣市の間に位置し、国道、鉄道駅など交通の要衝として、利便性の高い住環境を備え、市内には18本の一級河川が流れ、緑豊かな自然環境と古くからの歴史や文化資源を有する住みやすいまちとして発展してきました。平成15年、穂積町と巣南町の合併により「瑞穂市」が誕生し、その後策定された「瑞穂市第1次総合計画」では、「市民参加・協働のまちづくり ～市民と行政が一体となったまちづくりをめざします～」を将来像に掲げ、実現に向けた6つの方針に基づきまちづくりを進めてきました。

第1次総合計画の策定から10年が経過するなか、まちを取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少・少子高齢化、社会経済のグローバル化、東日本大震災を契機とした防災やエネルギー問題への意識の高まり、ライフスタイルや価値観の変化による市民ニーズの多様化等かつて経験したことのない時代を迎え、人々は漠然とした不安を抱えており、こうした傾向の広がり、将来の市政全般にとって大きな影響を及ぼすものと考えられます。

このような状況において、市民一人ひとりそれぞれがこのまちで「生まれ」・「育ち」・「暮らし」、誰もが未来を描ける環境を整えていくためには、自分たちのまちとして「瑞穂を愛し」・「瑞穂を誇りに思い」・「瑞穂を育てる」風土を一層高めていくことが重要になります。

誰もが未来を描ける環境とは、まちの「強み」を伸ばしながら、「選択と集中」により、これからの時代にあったまちの姿を創造し、未来への目標を市民と行政が共有しながら、着実にその歩を進めていくことと考えます。

ここに、瑞穂市が目指す将来像として「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」を掲げ、子どもや若い世代、地域や産業を育成する「育」、生活の基本となる良好な住環境の維持や向上を図る「住」、誰もが安全で安心な暮らしを守っていく「安」、まちの資源や人を活かす「活」の4つの基本視点にたった魅力あるまちづくりを進めていきます。



## 第2章 めざすまちづくりの方向性

### 1 基本指標

基本構想の目標年度である令和7（2025）年度に向けて、各指標を次のように設定します。

#### （1）目標人口

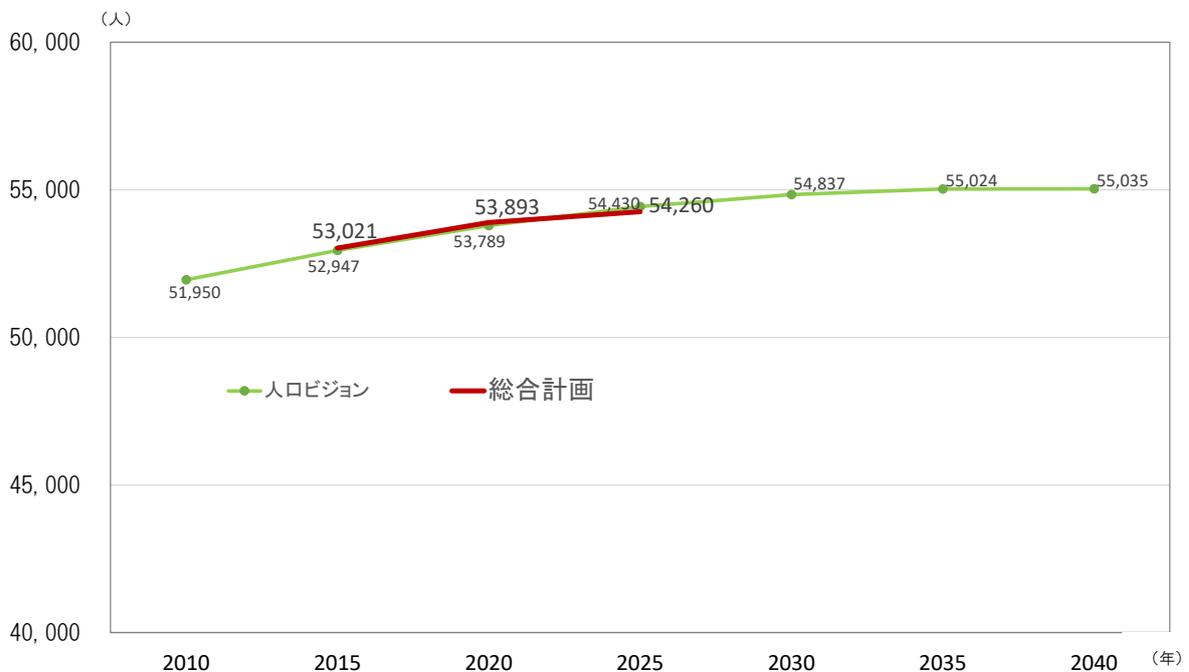
##### ①将来推計

将来の人口の見込みについては、住民基本台帳による人口を基礎に、コーホート要因法を用い、これまでの人口増傾向を維持するよう、出生率の低下を抑えるとともに、一定の社会増人口を確保したものととして算出しました。

##### ■将来人口推計（市独自）

和暦 (西暦)	平成26年 (2014)	27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	令和元年 (2019)	2年 (2020)	3年 (2021)	4年 (2022)	5年 (2023)	6年 (2024)	7年 (2025)
人口	52,822	53,021	53,221	53,420	53,620	53,819	53,893	53,966	54,040	54,113	54,187	54,260

なお、瑞穂市人口ビジョン（瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略）の人口推計では、令和22（2040）年、約55,000人と見込んでおり、総合計画の計画期間（令和7年（2025）年）の段階は、人口が上昇する期間にあたっています。



## ②目標人口

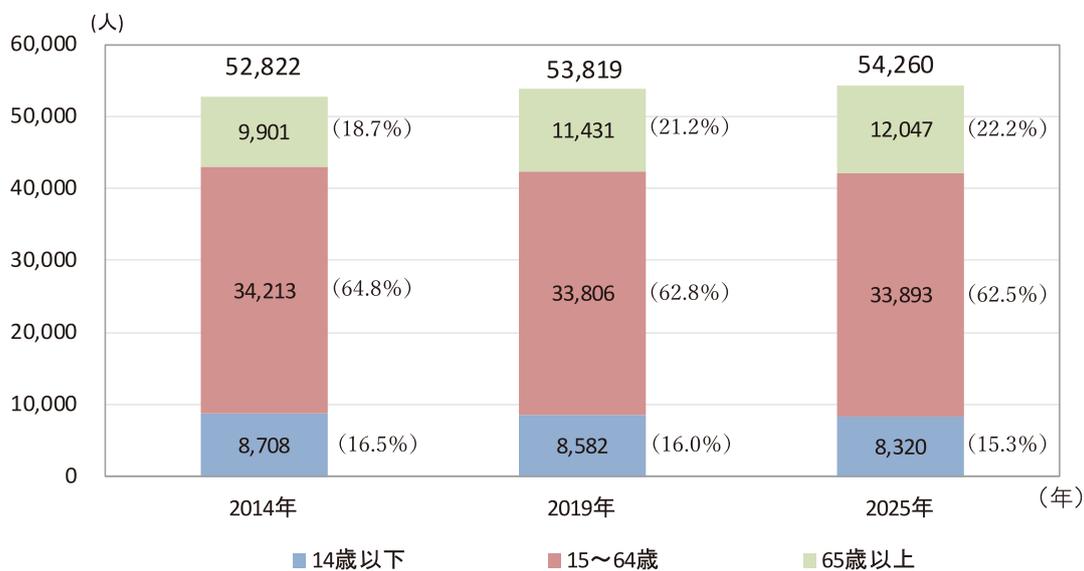
本計画の目標人口としては、推計による値を上回るよう、一層のまちづくりの充実を目指すものとして、令和7（2025）年で55,000人とします。

令和7（2025）年 55,000人

## (2) 年齢別人口

将来推計人口を基にして、年齢3区分別人口をみると、令和7（2025）年の14歳以下人口は8,320人（15.3%）、15～64歳人口は33,893人（62.5%）、65歳以上人口は12,047人（22.2%）となり、本市においても更なる少子高齢化の進行が予想されます。

## ■年齢3区分別人口の推計



## 2 将来の都市空間像

将来の都市空間像とは、まちの将来像の実現を目指して、市全域を空間的かつ概念的に示すものです。

本市では、様々な都市活動や日常生活を支える機能が集積する「拠点」、地域間の人々の移動や交流・連携を支える「軸」、都市的利用及び自然的利用の区分や面的な広がりを表す「ゾーン」により都市空間像を描きます。

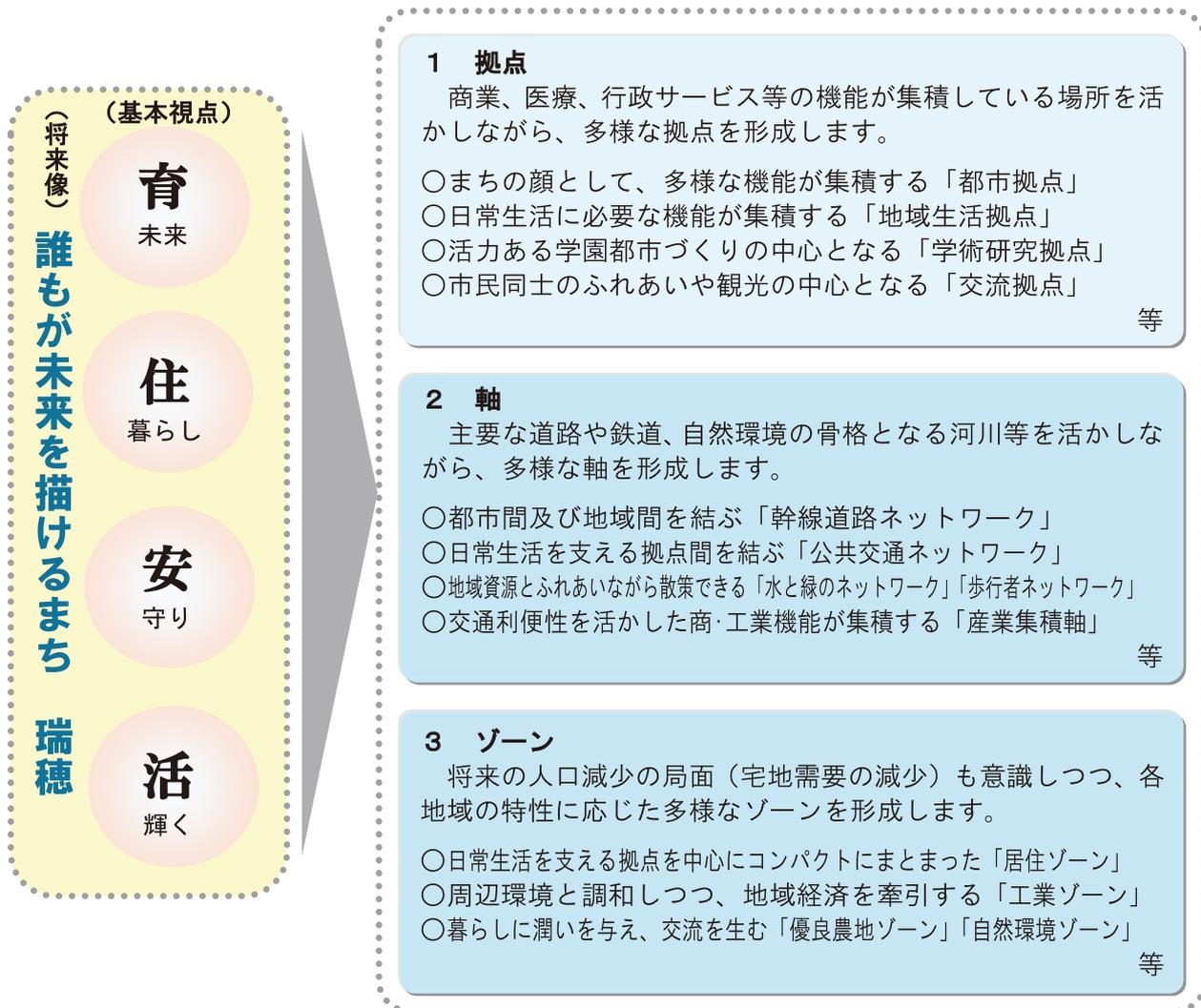
なお、国の政策（集約型都市構造<sup>※</sup>への再編）も念頭に置くこととします。

※集約型都市構造

少子高齢化・人口減少社会の到来、中心市街地の衰退、環境負荷の増大、財政状況の悪化等の都市を取り巻く問題・課題の解決に向けた、新しい都市の構造です。

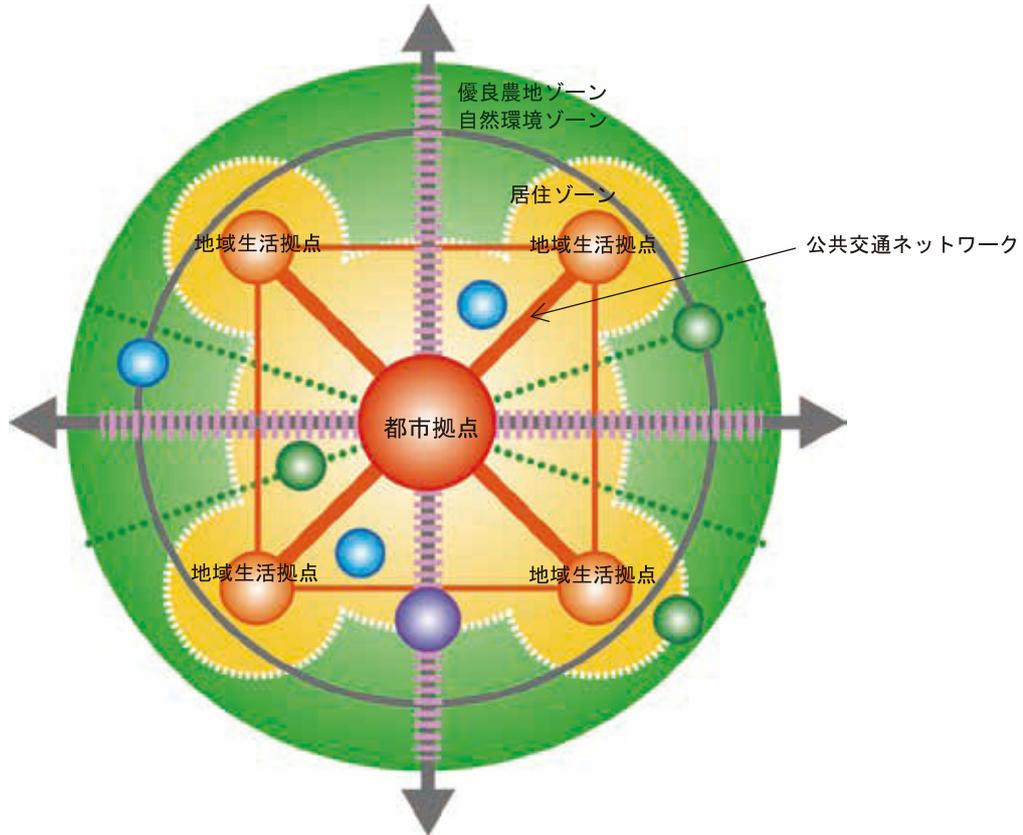
具体的には、市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に日常生活を支える各種機能の集積を図ることで、高齢者をはじめとした住民が過度に自家用車に頼ることなく便利に生活できる都市を目指すものです。

### ■本市における「都市空間像の構成要素」



■「都市空間像の構成要素」の配置イメージ

本市では、『穂積駅周辺の「都市拠点」を核に市内各地の「地域生活拠点」を中核とした、コンパクトな居住ゾーン及び公共交通ネットワークの形成を図ること』に重きを置きながら、市全体として、都市と自然の調和、市の強みや地域の魅力の活用等を図る形で、多様な拠点・軸・ゾーンをバランスよく適切に配置します。

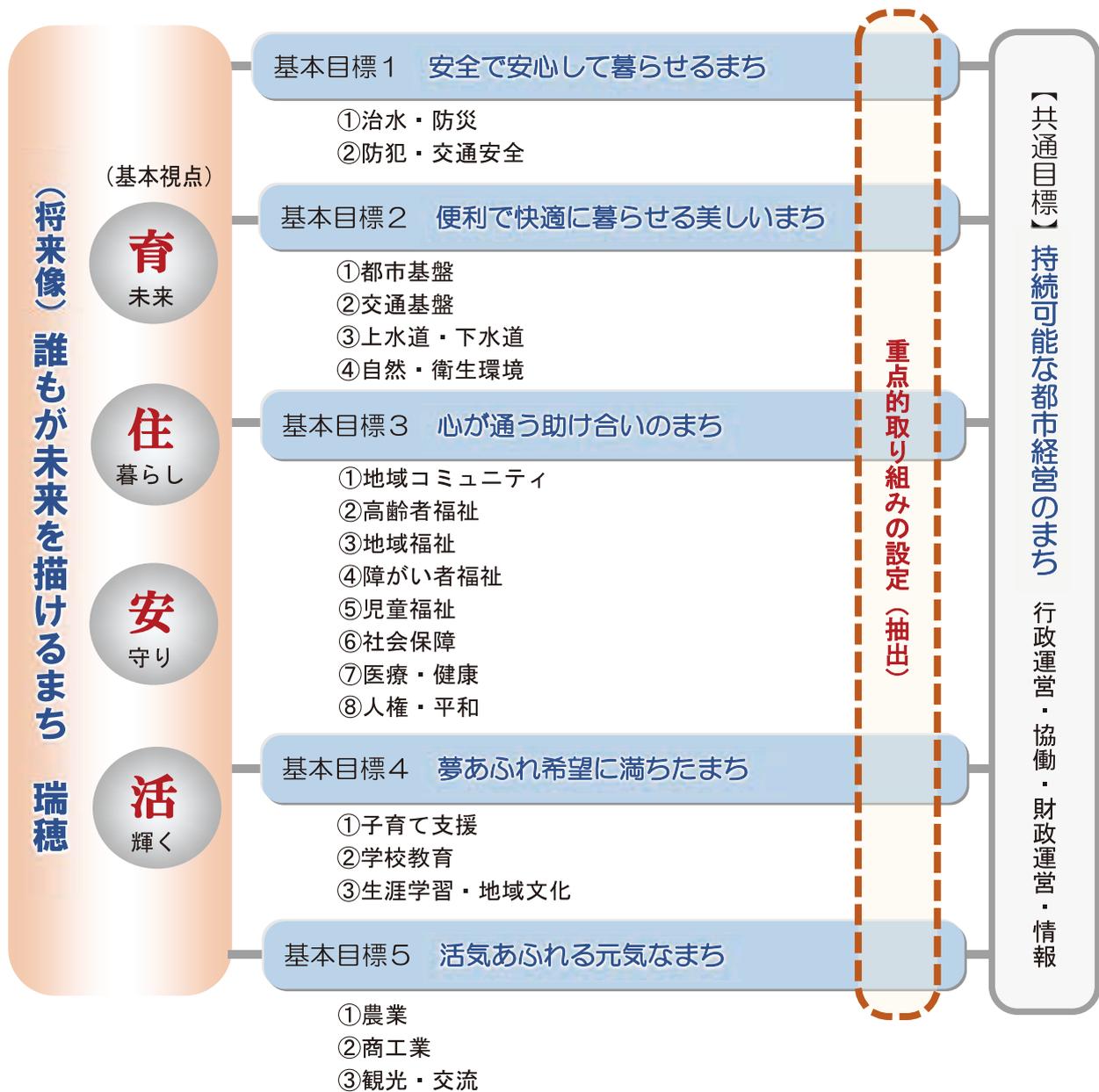


拠 点	
 都市拠点 (JR穂積駅周辺地区)	 地域生活拠点 (巢南庁舎周辺地区、犀川周辺地区 等)
 学術研究拠点 (朝日大学)	 交流拠点 (主要な公園・緑地、美江寺宿 等)
軸	
 幹線道路ネットワーク (国道21号、主要地方道北方多度線、市道西部環状線 等)	 公共交通ネットワーク (コミュニティバス、路線バス 等)
 水と緑のネットワーク・歩行者ネットワーク (一級河川、旧中山道 等)	 産業集積軸 (国道21号、県道北方多度線の沿道周辺)
ゾ ーン	
 居住ゾーン (都市拠点、地域生活拠点の周辺)	 工業ゾーン (幹線道路沿道周辺、既存工業地 等)
 優良農地ゾーン・自然環境ゾーン (農業振興地域、河川周辺緑地 等)	

## 第3章 まちづくりの目標

### 1 目標設定

まちの将来像の実現と基本視点にたったまちづくりを推進するため、分野ごとの取り組みの基本的な方向を示す基本目標と、各基本目標の実現のために必要な事項（計画推進目標）を設定します。また、基本目標に定める分野ごとの取り組みごとに、まちづくり課題の解決に資する、より先導的な施策内容を抽出し、「重点的取り組み」として設定します。



## 2 基本目標

### 1 安全で安心して暮らせるまち

- 激しさを増す自然災害への備えや、日常生活を脅かす事故や犯罪等を防止します。
- 防災体制等の充実により、地域の防災力を向上させていきます。

### 2 便利で快適に暮らせる美しいまち

- 人々の交流があり、日常生活における利便性の高い生活環境を整備します。
- まち（市街地）と緑のバランスを保ち、うるおいある豊かな生活環境を整備します。
- 地域の美化や安全・安心の確保について、地域の住民相互の支え合いを促進します。
- 市民の居住継続を促すよう、より良好な住環境づくりに取り組みます。

### 3 心が通う助け合いのまち

- 年代や障がいの有無にとらわれることなく、すべての市民が、地域の支え合いやふれあい等を通して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会環境を整備します。
- 適切な医療体制を整えつつ、市民の健康づくりを支援します。
- 地域で支え合う福祉環境づくりに取り組みます。

### 4 夢あふれ希望に満ちたまち

- 子どもが生まれ、健全に育ち、「瑞穂人」となって住み続けられるようにします。
- 地域固有の資源や歴史・文化、スポーツの価値や魅力を再認識し、市民が相互に共有し、まちや地域への誇りや愛着を向上させていきます。
- 学校教育の充実や地域の文化を未来に継承するまちづくりに取り組みます。

### 5 活気あふれる元気なまち

- 市の特産品のブランド化や多様な雇用を生み出す基幹産業の振興、活性化を促します。また、潜在的な地域固有の資源を見直し、活かし、発信します。
- 農業・商業・工業の基幹産業の活性化とともに観光・交流面の強化に取り組みます。

## 共通目標 持続可能な都市経営のまち

- 中長期を見据えた財政条件の明確化とともに、行政改革の継続的な推進、公共施設等の適正な維持管理や再編も視野に入れた、行政経営の視点に立った健全な行財政運営を推進します。
- 市民が主体の協働のまちづくりを進めていくため、多様な主体が共に考え、支え合いながらまちづくりに協力していくことができる体制を構築します。

## 2. 統計資料から見る本市の現状

### (1) 類似団体との比較

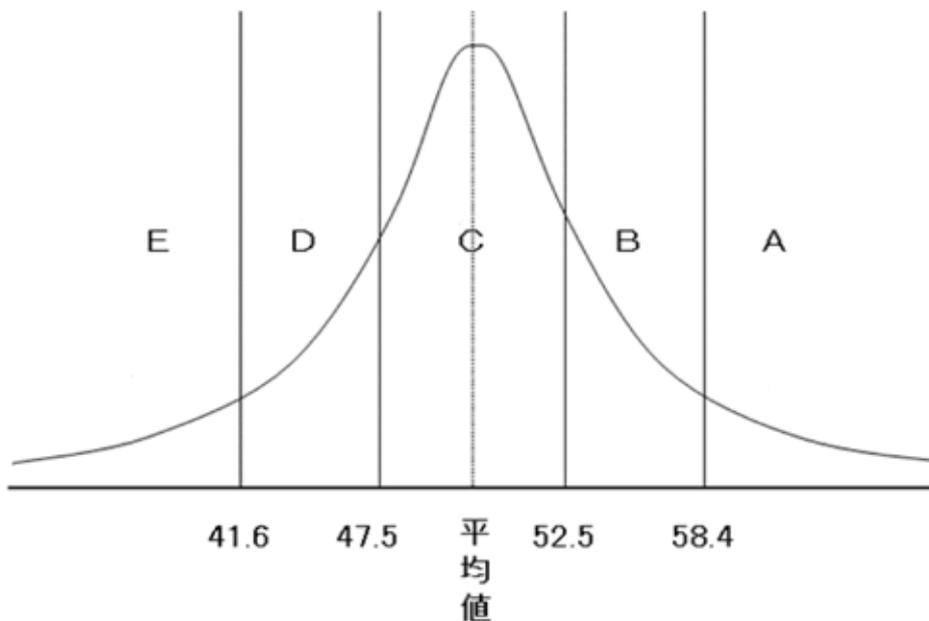
本市と同類型区分（市／50,000～100,000人／Ⅱ－2）の全国の自治体（90団体）との比較を行い、本市の現状を見ていくこととします。

#### ■資料元について

「国勢調査」（総務省）、「住民基本台帳」（総務省）、「人口動態統計」（総務省）、「農林業センサス」（農林水産省）、「工業統計表」（経済産業省）、「商業統計表」（経済産業省）、「医療施設調査」（厚生労働省）をデータソースとしています。

#### ■評価の手法について

指標ごとに類似団体の平均値を求め、この平均値と比較して本市がどの水準にあるかで相対的な評価を行いました。なお、水準判定の手法は、まず本市の偏差値を求め、偏差値が下図に示す正規分布に従っていると仮定し、釣鐘型の面積がそれぞれ20%となるよう5等分し、本市の偏差値がどの範囲に入っているかによって行っています。



《水準判定》

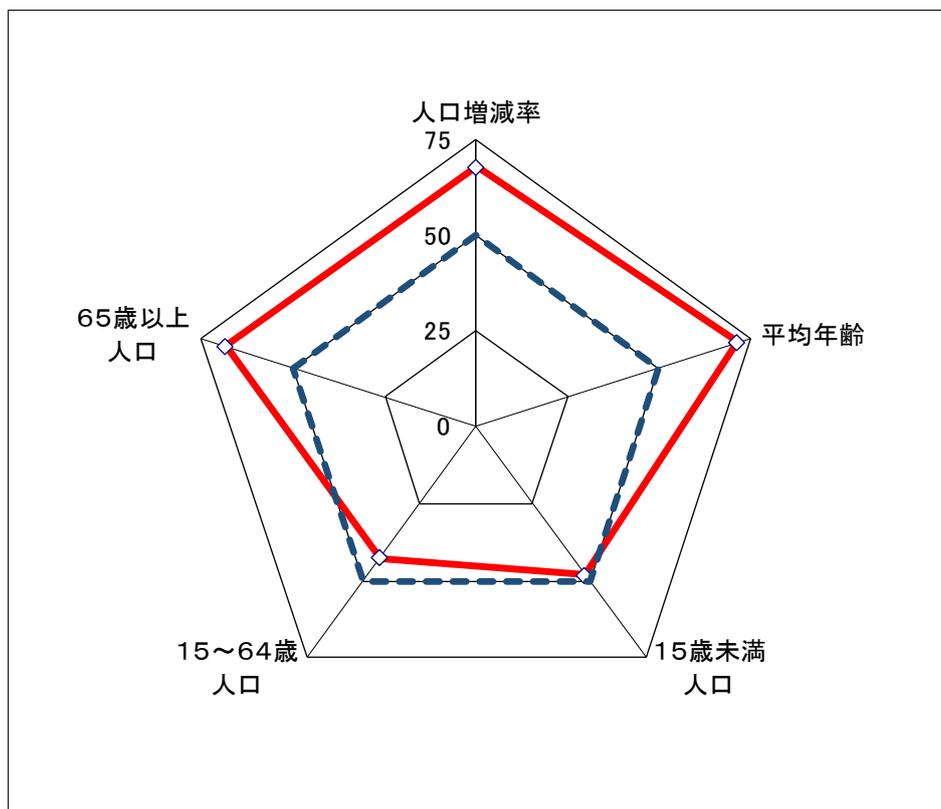
符号	評価（相対的に）
A	他の類似団体と比べて、高い水準
B	他の類似団体と比べて、やや高い水準
C	他の類似団体と比べて、平均的
D	他の類似団体と比べて、やや低い水準
E	他の類似団体と比べて、低い水準

## ① 人口増減率、平均年齢、年齢3区分別人口

「人口増減率」はA判定（+4.63%）と、他の類似団体が減少傾向にある中で増加傾向にあります。また、「平均年齢」についてA判定（41.31歳）となっており、他の類似団体と比べて若い年齢の割合が多い市と言えます。

年齢3区分別人口を見ると、他の類似団体と比べて、「15歳未満人口」（年少人口）は平均的（C判定）、「15～64歳」（生産年齢人口）はやや少なく（D判定）、「65歳以上」（老年人口）はかなり少なく（A判定）なっています

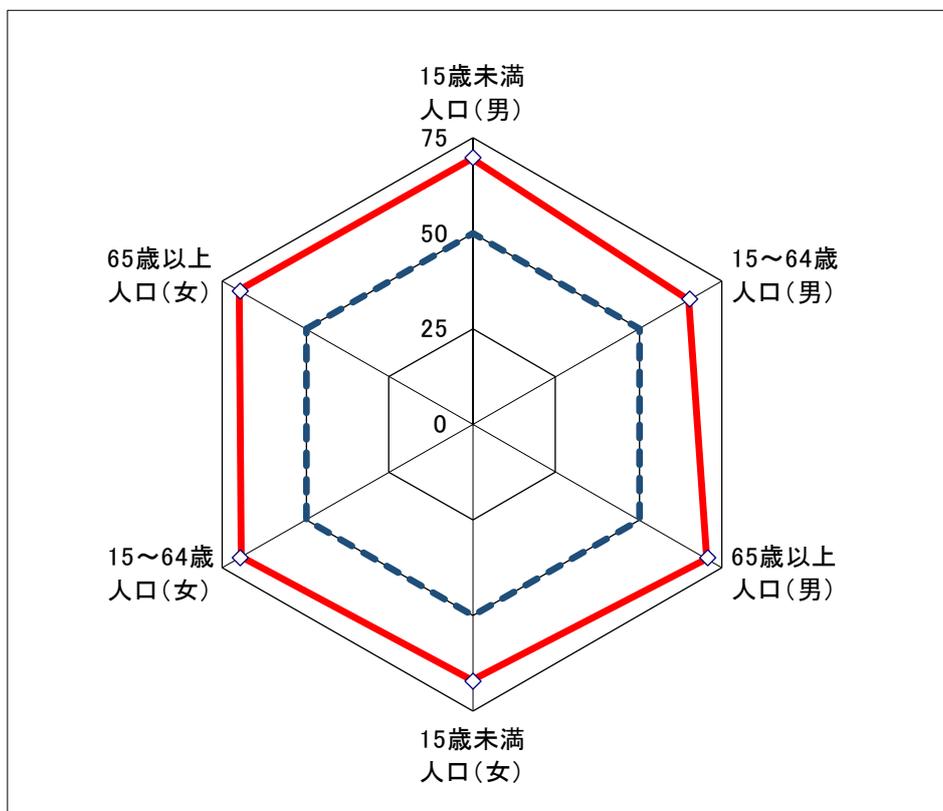
	人口増減率	平均年齢	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口
(資料)	国勢調査	国勢調査			
(基準年)	10年～15年	2015年			
(単位)	%	歳	人	人	人
<b>瑞穂市</b>	<b>4.63</b>	<b>41.31</b>	<b>8,755</b>	<b>34,554</b>	<b>10,557</b>
類似団体平均	-2.04	46.88	9,204	41,238	19,454
偏差値	68.0	71.4	48.0	42.7	68.6
<b>判定</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>C</b>	<b>D</b>	<b>A</b>
順位	3位	3位	45位	63位	2位



## ② 年齢3区分別男女別人口の割合

年齢3区分別人口の男性・女性のそれぞれの割合について、すべてA判定となっていることから、男女ともに、他の類似団体と比べて、年少人口と生産年齢人口の割合は高く、老年人口の割合は低いことが分かります。

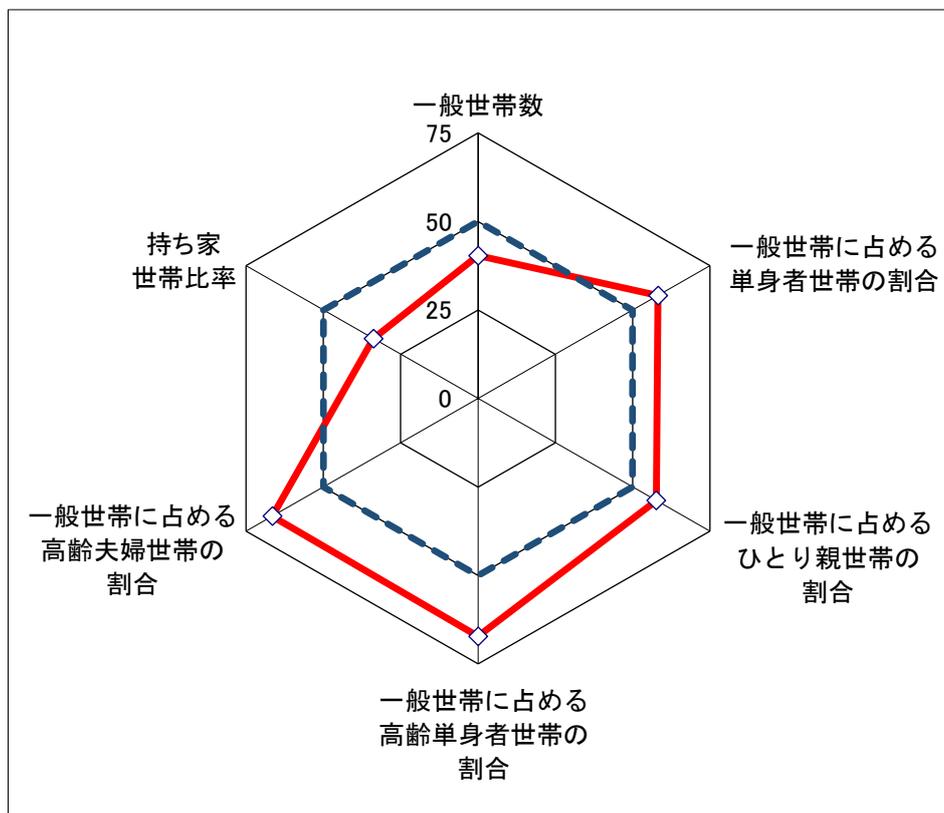
(資料) (基準年) (単位)	15歳未満 人口(男)	15~64歳 人口(男)	65歳以上 人口(男)	15歳未満 人口(女)	15~64歳 人口(女)	65歳以上 人口(女)
	国勢調査					
	2015年					
	%	%	%	%	%	%
<b>瑞穂市</b>	<b>16.93</b>	<b>65.24</b>	<b>17.83</b>	<b>15.58</b>	<b>63.06</b>	<b>21.36</b>
類似団体平均	13.75	61.30	24.95	12.61	56.63	30.76
偏差値	69.8	65.1	70.3	67.4	69.8	70.0
<b>判定</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
順位	3位	6位	4位	5位	4位	3位



## ③ 世帯類型別の世帯数、持ち家世帯比率

老年人口の割合が低いことから、「一般世帯に占める高齢単身者世帯の割合」及び「一般世帯に占める高齢夫婦世帯の割合」は低くなっています。また、一般的には、「持ち家世帯比率」と「一般世帯に占める単身者世帯の割合」は相関関係にあり、いずれかが高いといずれかが低くなる傾向にあります。瑞穂市においても、持ち家世帯比率が低く、単身者世帯の割合が高くなっています。

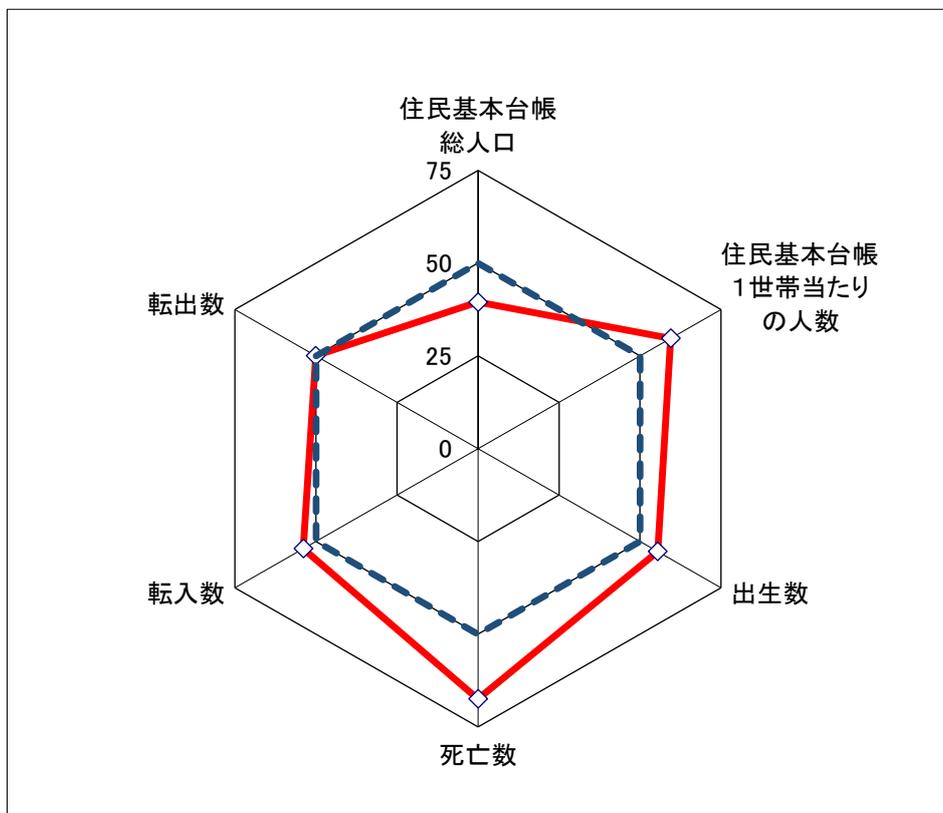
(資料) (基準年) (単位)	一般世帯数	一般世帯に占める 単身者世帯 の割合	一般世帯に占める ひとり親世帯 の割合	一般世帯に占める 高齢単身者世帯 の割合	一般世帯に占める 高齢夫婦世帯 の割合	持ち家 世帯比率
	国勢調査					
	2015年					
	世帯	%	%	%	%	%
瑞穂市	20,989	29.81	1.42	5.76	9.09	59.88
類似団体平均	26,564	26.80	1.66	10.04	12.60	71.47
偏差値	40.3	58.2	57.7	67.2	66.5	33.8
判定	E	B	B	A	A	E
順位	74位	23位	17位	2位	6位	86位



## ④ 総人口、世帯当たり人数、自然増減、社会増減

老年人口の割合が低いこともあり、自然増減に関する項目（出生・死亡）のうち「死亡数」はA判定となっています。また、自然増減（出生数－死亡数）、社会増減（転入数－転出数）のいずれもプラスであることから、総人口の増加が続いていることが分かります。

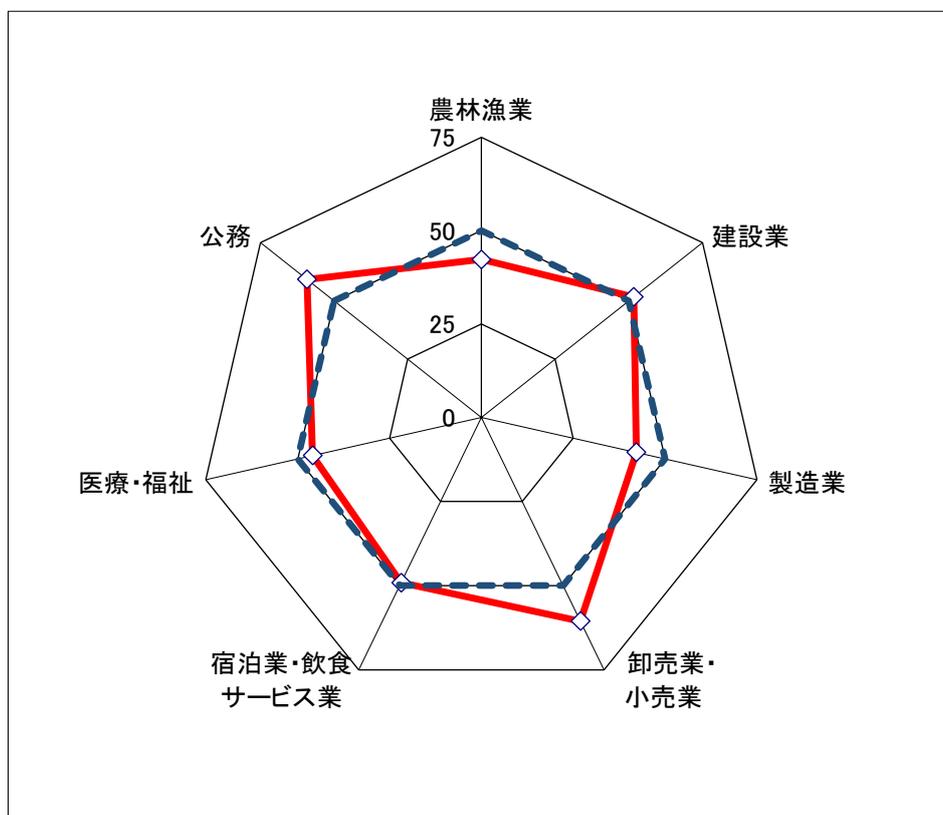
(資料) (基準年) (単位)	総人口	1世帯当たりの 人数	自然増減		社会増減	
	住民基本台帳		出生数	死亡数	転入数	転出数
	2019年		2018年			
	人	人	人	人	人	人
<b>瑞穂市</b>	<b>54,686</b>	<b>2.57</b>	<b>586</b>	<b>400</b>	<b>2,938</b>	<b>2,556</b>
類似団体平均	70,460	2.41	500	804	2,559	2,550
偏差値	39.5	59.5	55.5	67.4	53.9	50.1
<b>判定</b>	<b>E</b>	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
順位	75位	13位	25位	2位	27位	39位



## ⑤ 産業別就業者数の割合

「卸売業・小売業」、「公務」はA判定であるため就業者数の割合が高く、「製造業」、「医療・福祉」はD判定であるため就業者数の割合が低いことが分かります。

(資料) (基準年) (単位)	産業別就業者数の割合						
	農林漁業	建設業	製造業	卸売業・ 小売業	宿泊業・飲食 サービス業	医療・ 福祉	公務
	国勢調査						
	2015年						
	%	%	%	%	%	%	%
<b>瑞穂市</b>	<b>2.17</b>	<b>8.16</b>	<b>21.70</b>	<b>16.07</b>	<b>4.84</b>	<b>10.60</b>	<b>3.54</b>
類似団体平均	3.85	7.69	26.44	14.29	4.93	11.42	2.93
偏差値	42.3	51.7	42.2	60.5	49.1	46.0	59.2
<b>判定</b>	<b>D</b>	<b>C</b>	<b>D</b>	<b>A</b>	<b>C</b>	<b>D</b>	<b>A</b>
順位	65位	29位	71位	13位	44位	57位	11位



### ⑥ 農業、商業、工業の状況

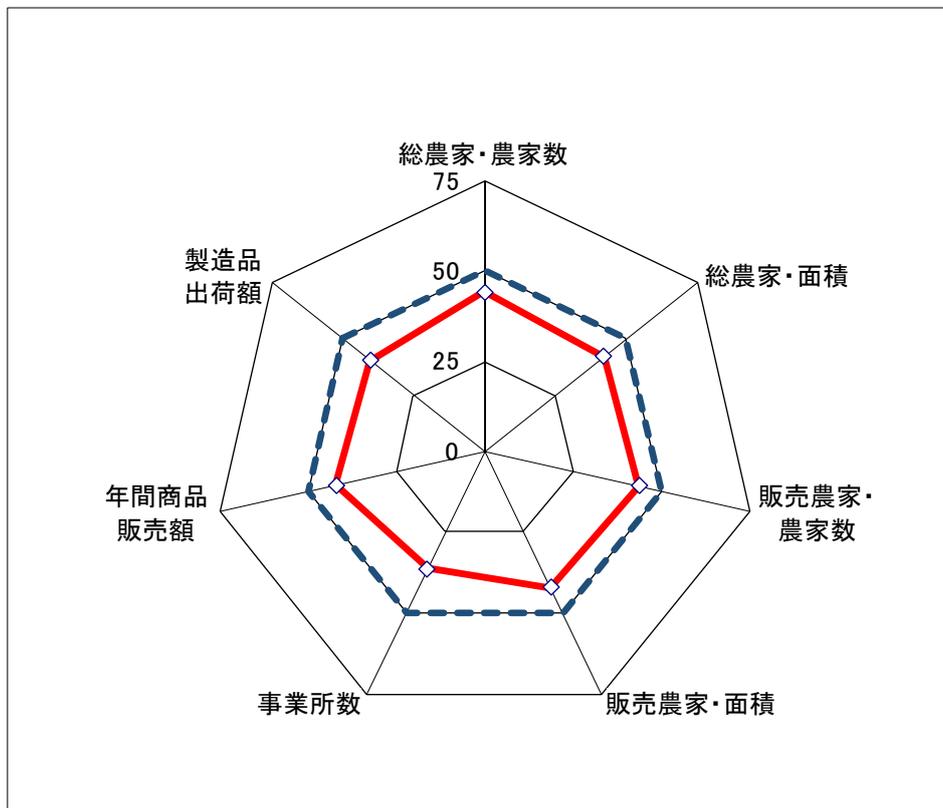
農家に関する項目はすべてD判定となっており、農業を市の強みとして生かし切れていない状況です。また、「事業所数」、「年間商品販売額」、「製造品出荷額」もそれぞれ少なくなっています。

(資料) (基準年) (単位)	総農家・ 農家数	総農家・ 面積	販売農家・ 農家数	販売農家・ 面積	事業所数	年間商品 販売額	製造品 出荷額
	農林業センサス				商業統計表		工業統計表
	2015年	2015年	2015年	2015年	2014年	2014年	2017年
	戸	ha	戸	ha	所	百万円	万円
<b>瑞穂市</b>	<b>1,135</b>	<b>505</b>	<b>588</b>	<b>406</b>	<b>321</b>	<b>81,065</b>	<b>9,087,709</b>
類似団体平均	1,779	1,730	1,046	1,598	605	128,203	34,443,961
偏差値	44.2	42.1	43.9	42.2	36.4	42.1	40.4
<b>判定</b>	<b>D</b>	<b>D</b>	<b>D</b>	<b>D</b>	<b>E</b>	<b>D</b>	<b>E</b>
順位	59位	73位	60位	74位	84位	72位	85位

※「事業所」とは、「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所のこと。また、「事業所数」は、法人組織の事業所と個人経営の事業所の合計。

※「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

※「年間商品販売額」は1年間の当該事業所における有体商品の販売額。(不動産や有価証券等は含めない)



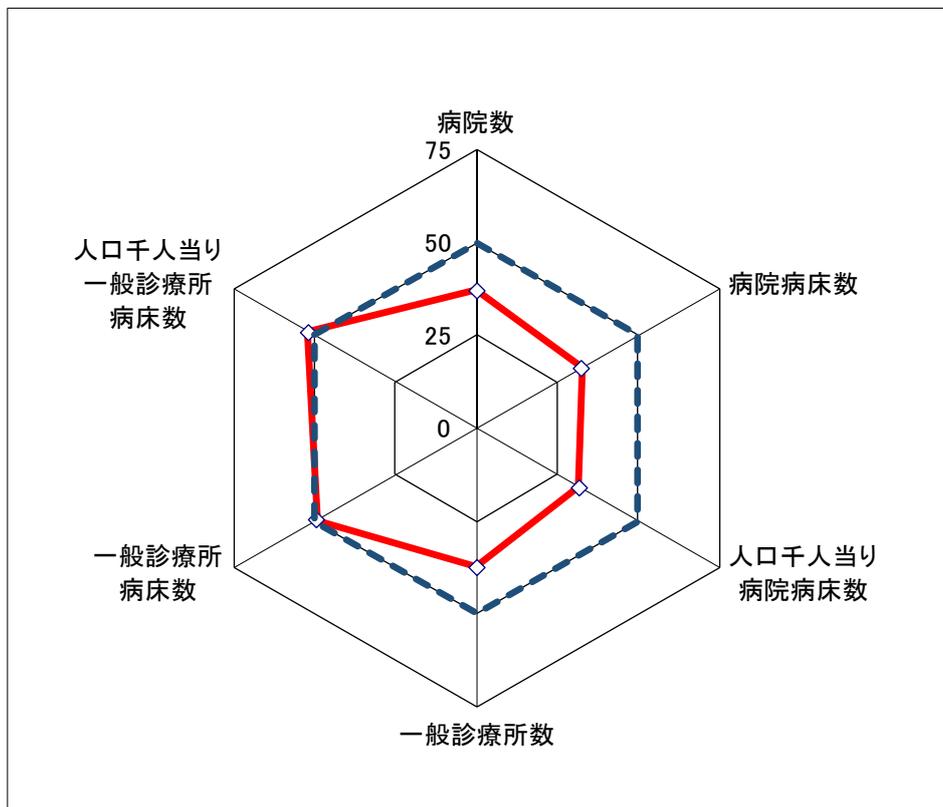
## ⑦ 病院数・一般診療所数の状況

病院に関する項目はE判定となっておりますが、近郊に大きな病院があるため、広域での医療体制の充実を含めて、更なる整備と充実が求められます。診療所に関する項目は、「一般診療所数」はE判定となっておりますが、病床数に関する項目についてはC判定となっており、病床数については平均的であると言えます。

(資料) (基準年) (単位)	病院数	病院病床数	人口千人当り 病院病床数	一般診療所数	一般診療所 病床数	人口千人当り 一般診療所 病床数
	医療施設調査					
	2017年					
	院	床	床	院	床	床
瑞穂市	1.0	30.0	0.55	31.0	47.0	0.86
類似団体平均	4.2	762.7	10.92	48.5	50.2	0.72
偏差値	37.3	32.4	31.7	37.3	49.3	52.1
判定	E	E	E	E	C	C
順位	82位	89位	89位	84位	39位	25位

※「病院」とは、医師等が医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの。

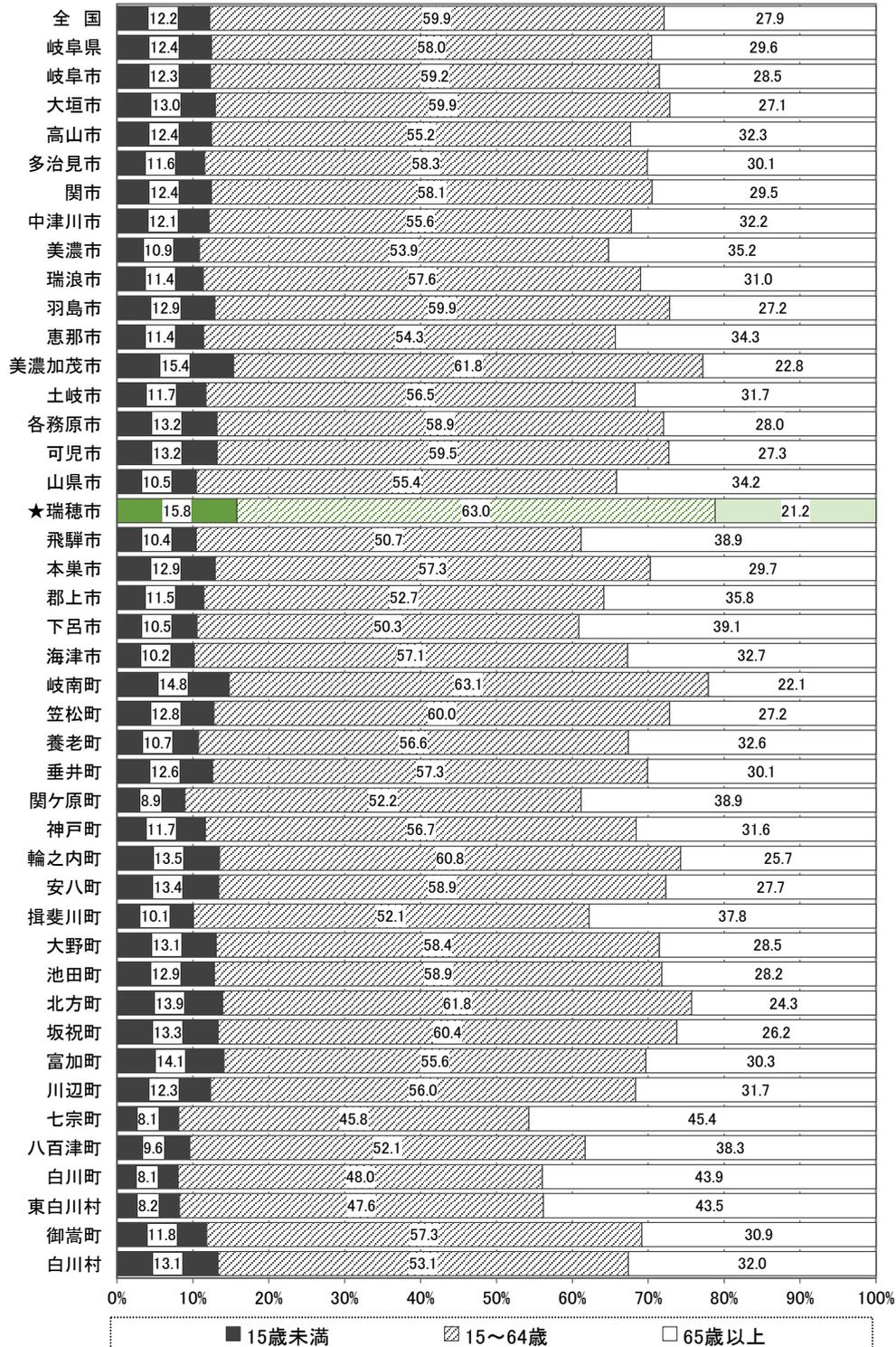
※「一般診療所」とは、医師等が医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの



## (2) 全国及び県、県内自治体との比較

### ① 年齢三区分別人口割合

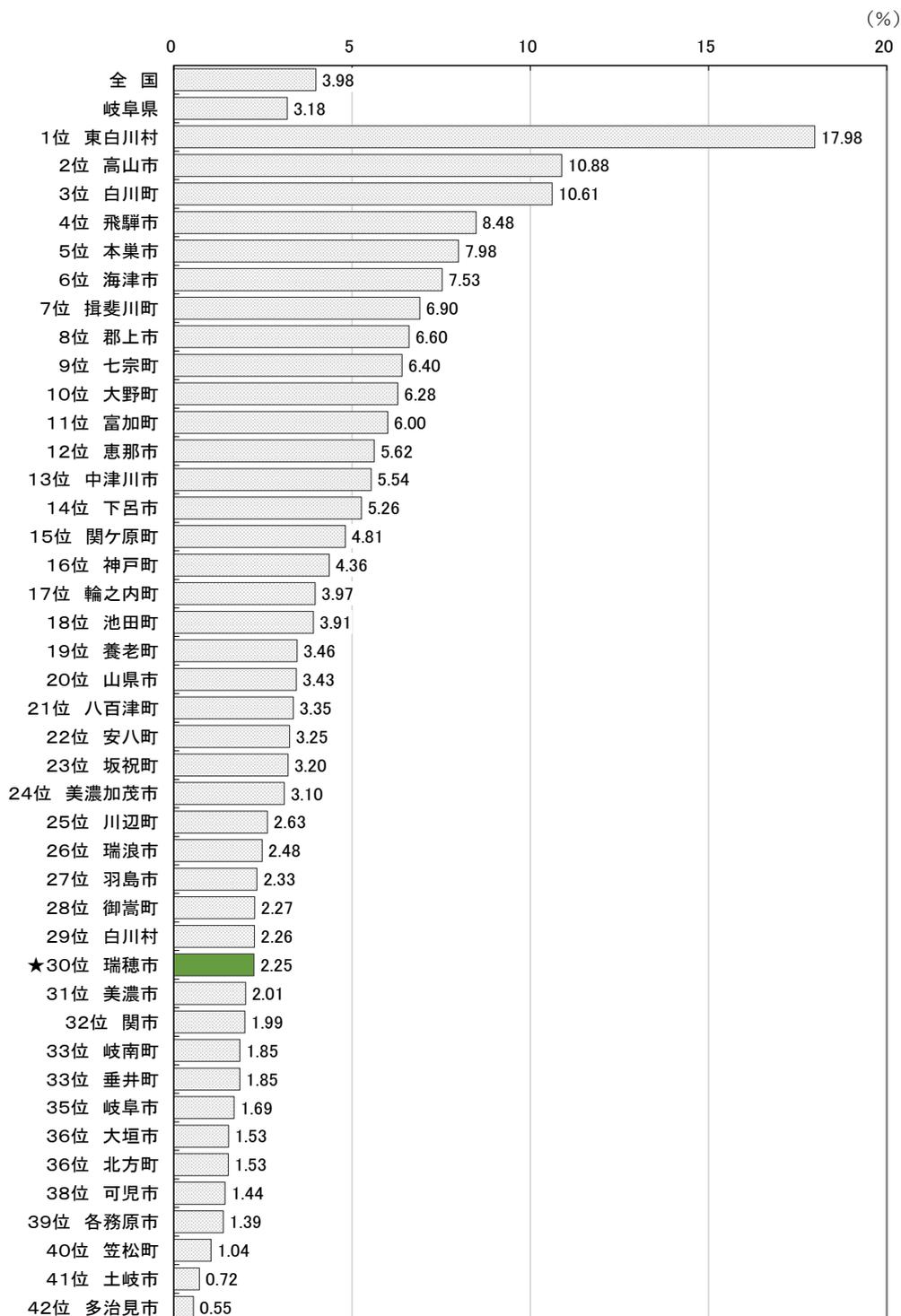
住民基本台帳（2020年1月1日時点）によると、市の高齢化率は21.2%となっており、全国及び県、県内自治体と比べて、最も高齢化率が低く比較的若い方が多いまちであると言えます。



資料：「住民基本台帳（2020年1月1日時点）」

## ② 第1次産業就業者の割合

国勢調査（2015年）によると、市の第1次産業\*就業者の割合は2.25%で県内自治体中30位となっています。また、全国（3.98%）及び県（3.18%）と比べて、割合が低くなっています。

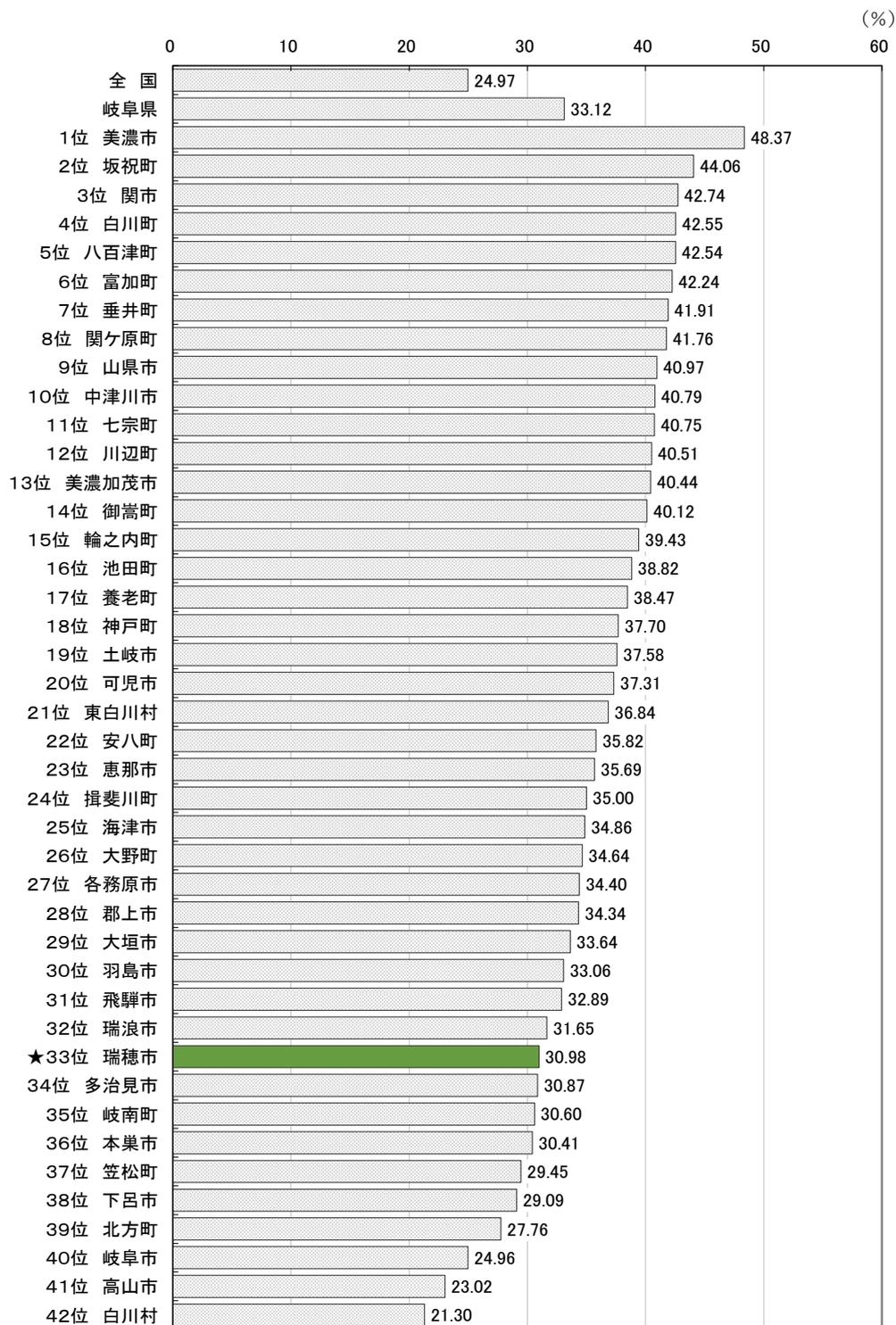


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

\*「第1次産業」とは、農業、林業、漁業をさします。

### ③ 第2次産業就業者の割合

国勢調査（2015年）によると、市の第2次産業\*就業者の割合は30.98%で県内自治体中33位となっています。また、全国(24.97%)と比べて割合が高くなっていますが、県(33.12%)と比べて割合が低くなっています。

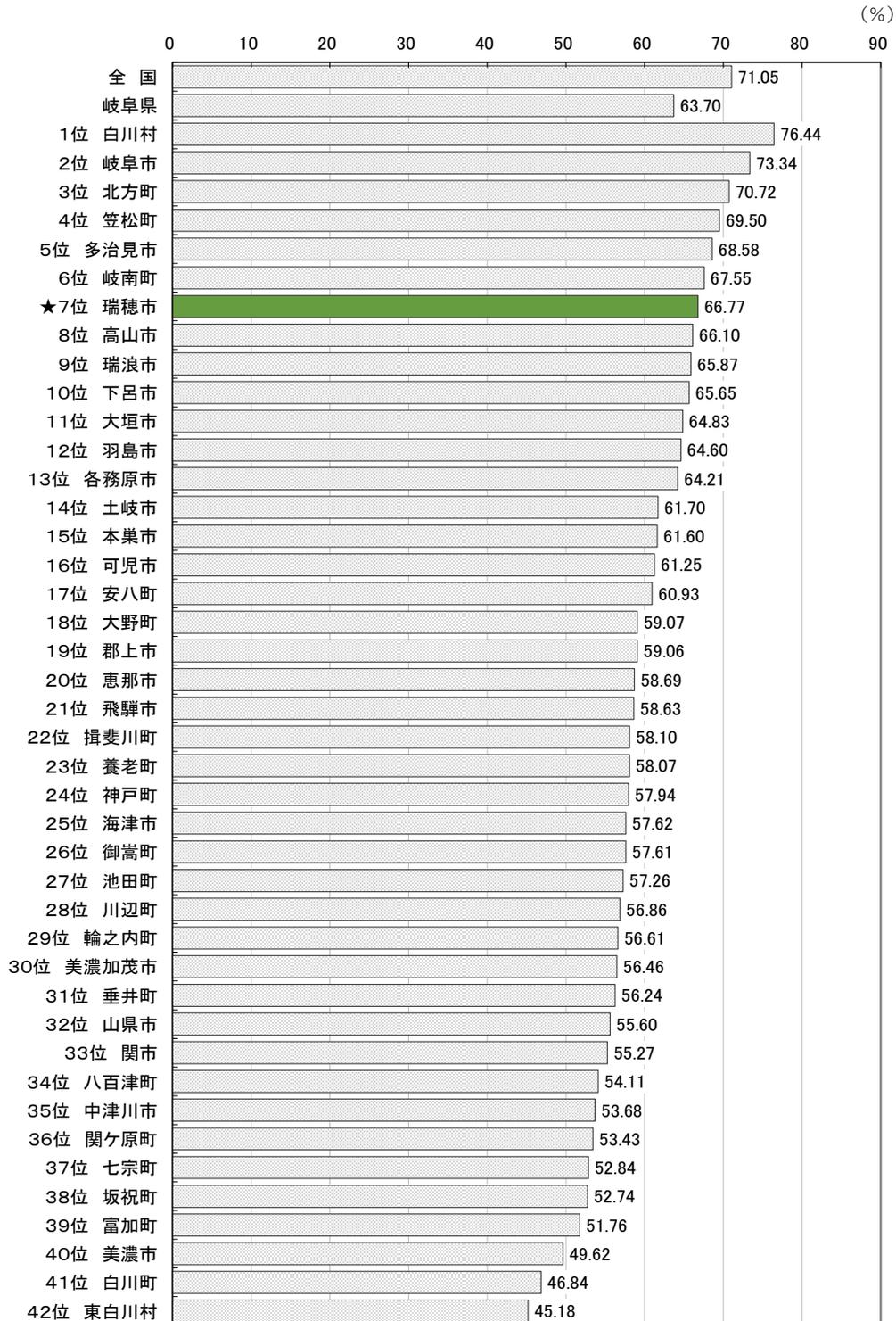


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※「第2次産業」とは、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業をさします。

## ④ 第3次産業就業者の割合

国勢調査（2015年）によると、市の第3次産業\*就業者の割合は66.77%で県内自治体中7位となっています。また、全国（71.05%）と比べて割合が低くなっていますが、県（63.70%）と比べて割合が高くなっています。

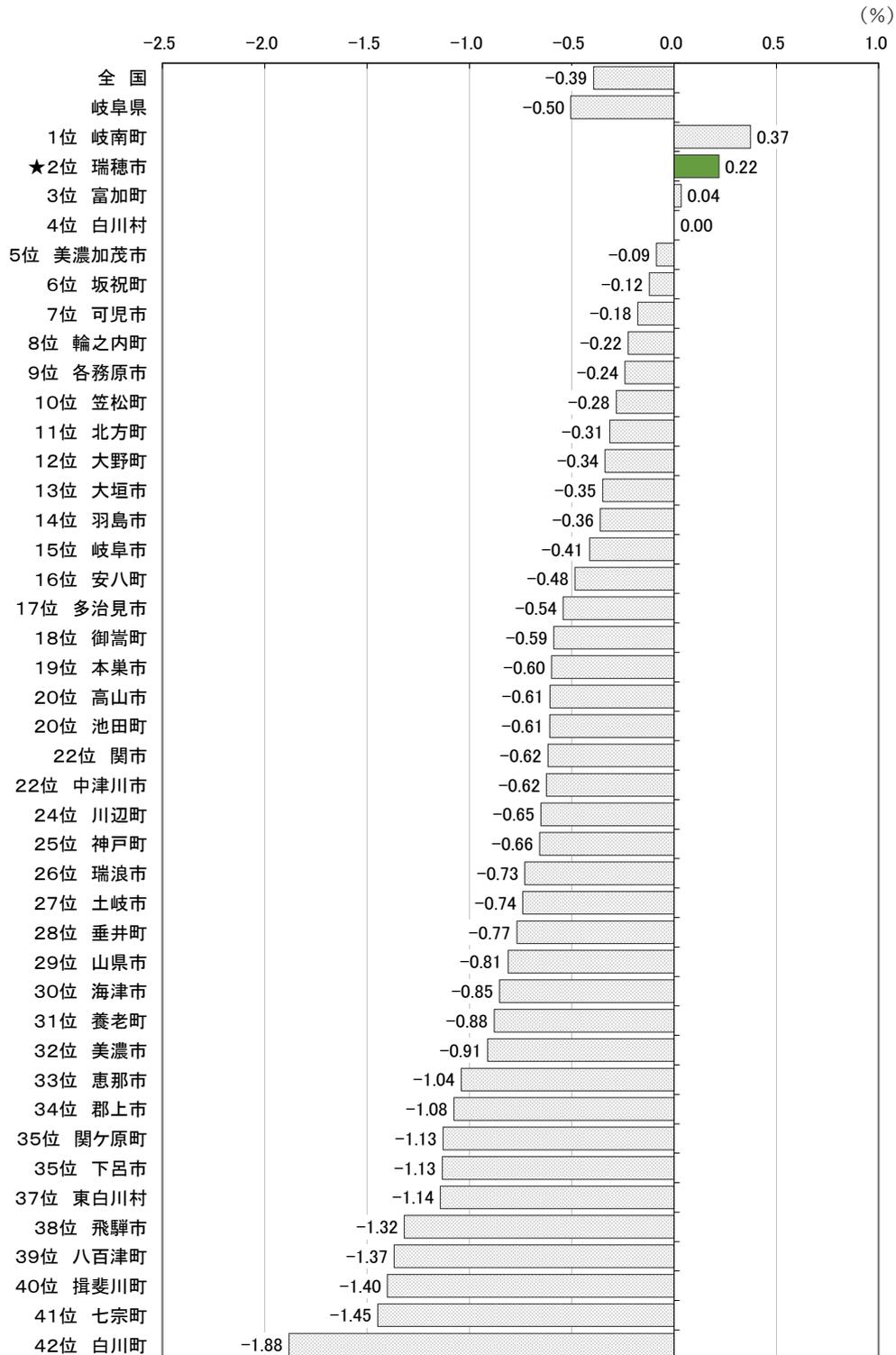


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※「第3次産業」とは、第1次及び第2次産業以外のサービス生産活動を主体とする全ての業種をさします。

### ⑤ 自然増減率

人口動態統計（2019年）によると、2019年1月1日～12月31日における市の自然増減率※は+0.22%で、県内自治体中2位となっています。また、全国(-0.39%)及び県(-0.50%)と比べてプラスの幅が大きくなっています。

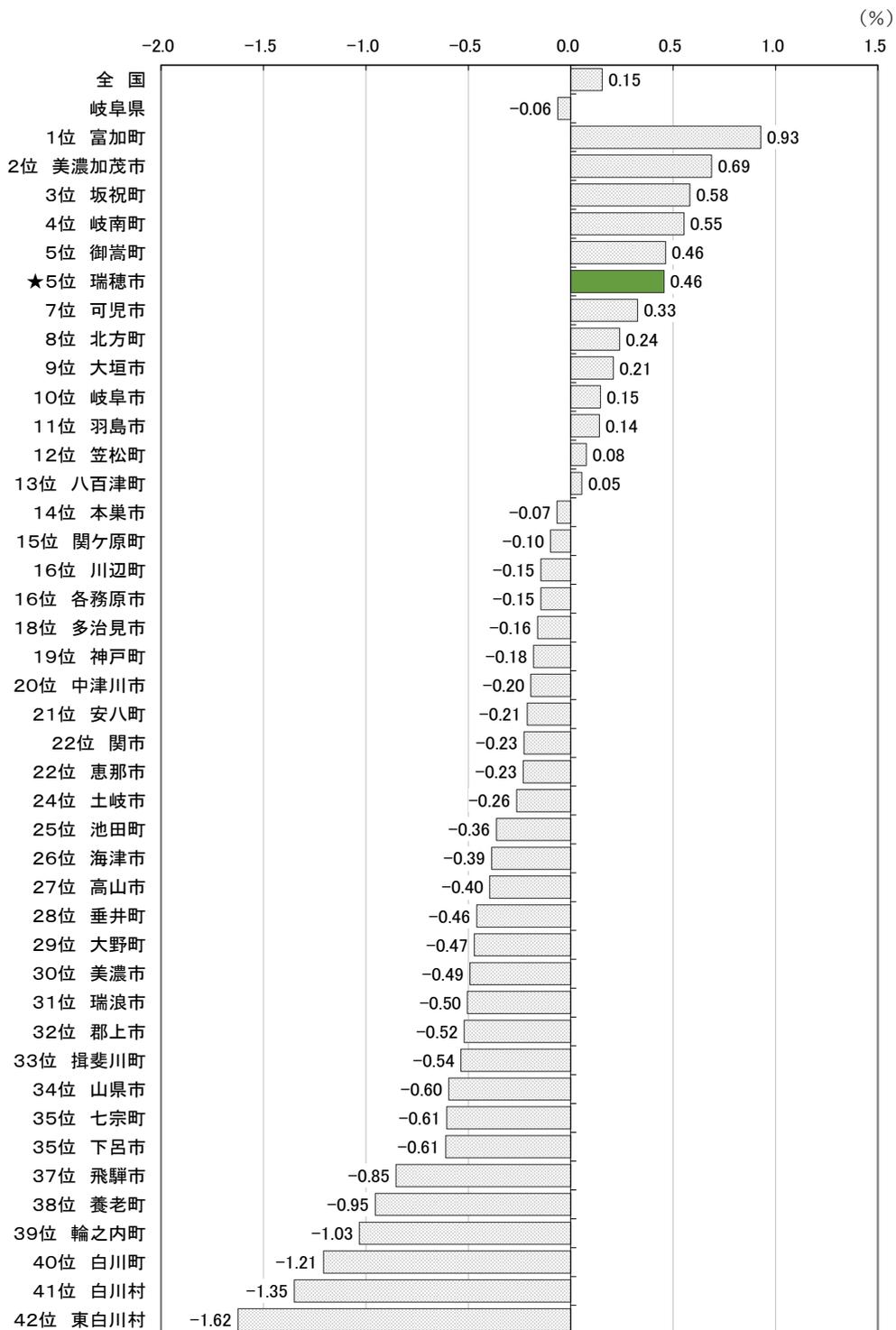


資料：総務省「人口動態統計（2019年）」

※「自然増減率」＝自然増減数（出生数－死亡数）×100／総人口

## ⑥ 社会増減率

人口動態統計（2019年）によると、2019年1月1日～12月31日における市の社会増減率※は+0.46%で、県内自治体中5位となっています。また、全国（+0.15%/国外からの転入がプラスの要因と考えられる）及び県（-0.06%）と比べて、プラスの幅が大きくなっています。

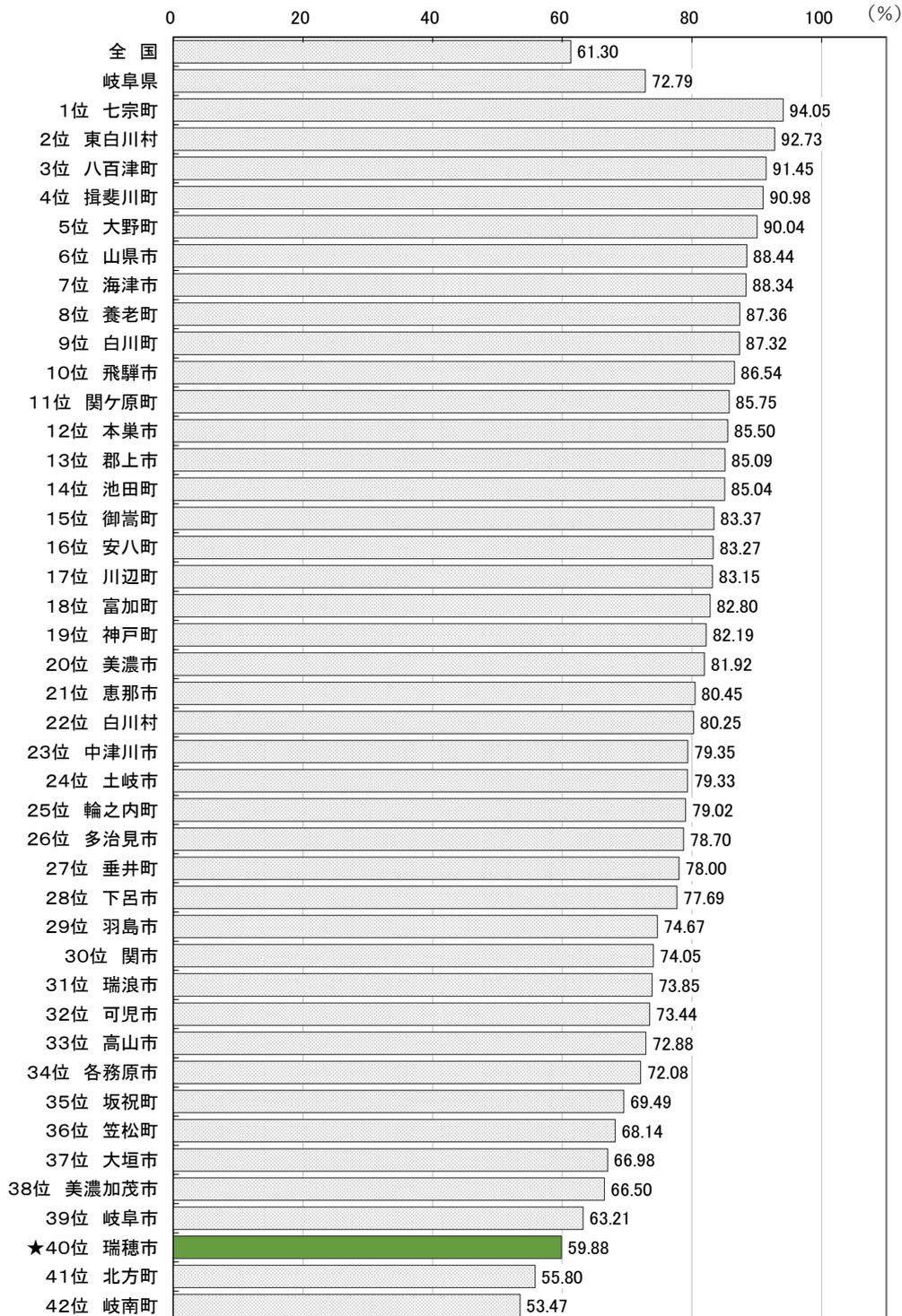


資料：総務省「人口動態統計（2019年）」

※「社会増減率」＝社会増減数（転入数－転出数）×100／総人口

## ⑦ 持ち家世帯比率

国勢調査（2015年）によると、市の持ち家世帯比率※は59.88%で、県内自治体中40位となっています。また、全国（61.30%）及び県（72.79%）と比べて、割合が低くなっています。

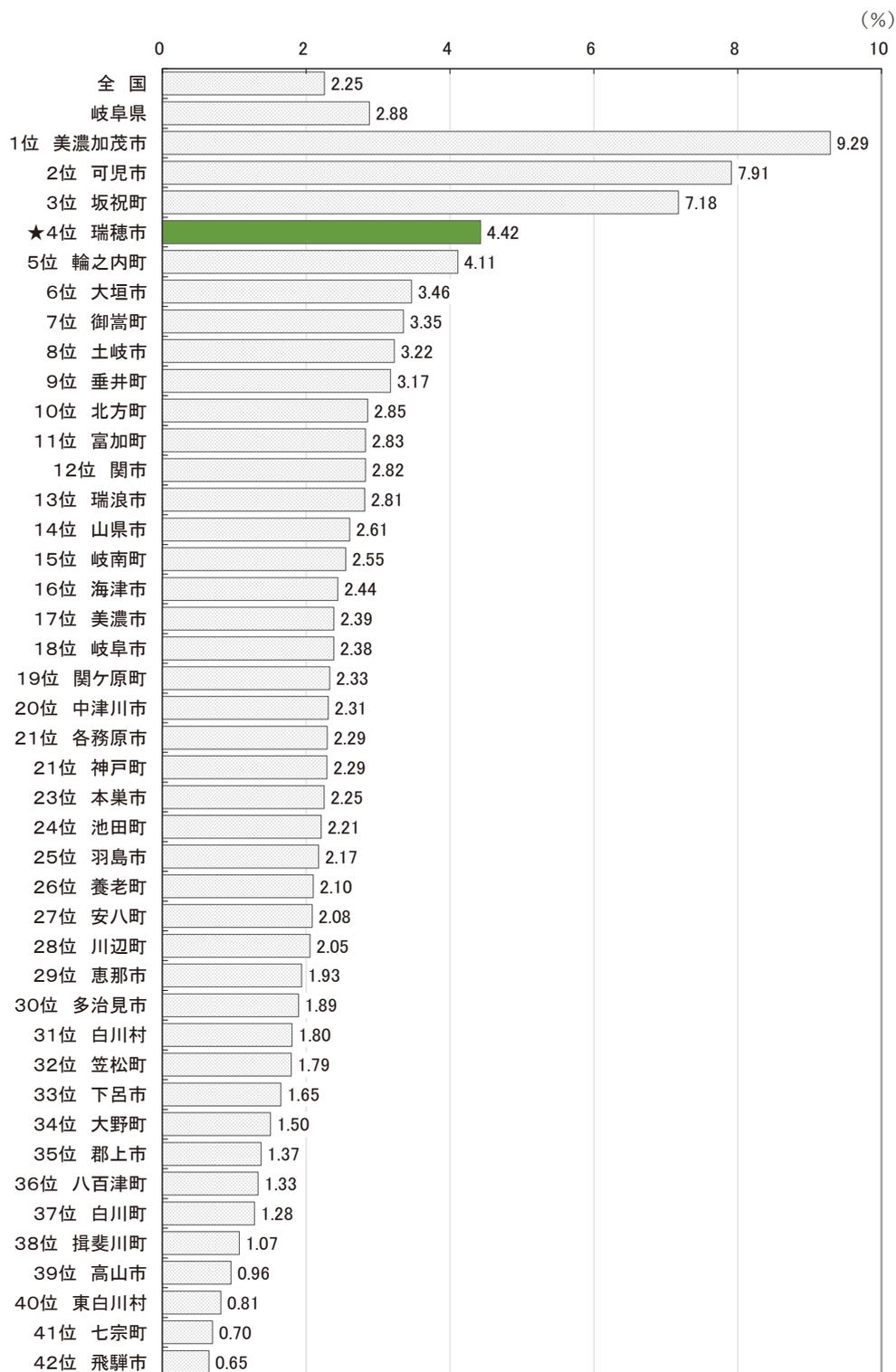


資料：総務省「国勢調査（2015年）」

※「持ち家世帯比率」とは、持ち家に住む世帯数の世帯全体に占める割合のことです。

## ⑧ 総人口に占める外国人の割合

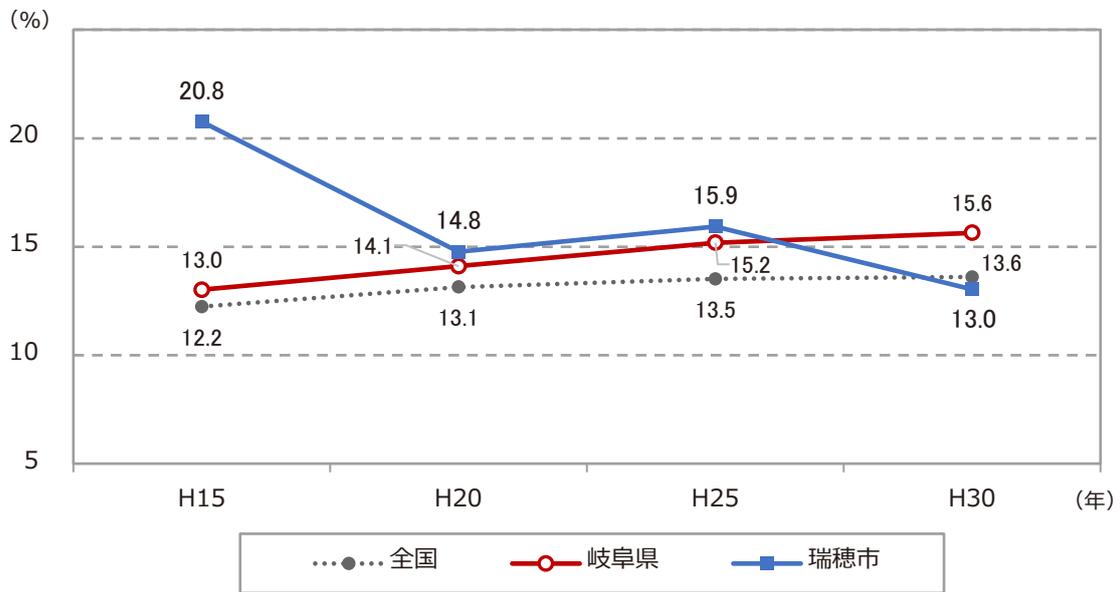
住民基本台帳（2020年1月1日時点）によると、市の総人口に占める外国人の割合は4.42%で、県内自治体中4位となっています。また、全国（2.25%）及び県（2.88%）と比べて、割合が高くなっています。



資料：「住民基本台帳（2020年1月1日時点）」

## ⑨ 空き家率

住宅・土地統計調査（平成 30 年）によると、市の空き家率\*は 13.0%で、全国（13.6%）及び県（15.6%）と比べて、割合が低くなっています。



資料：「住宅・土地統計調査（平成 30 年）」

※「空き家率」とは、総住宅数に占める空き家の割合のことです。



### 3. 関係団体調査結果

本計画を策定するにあたり、基礎資料とするためにまちづくりに関係する団体に対して調査を実施しました。主な結果のみ、以下に掲載します。

問

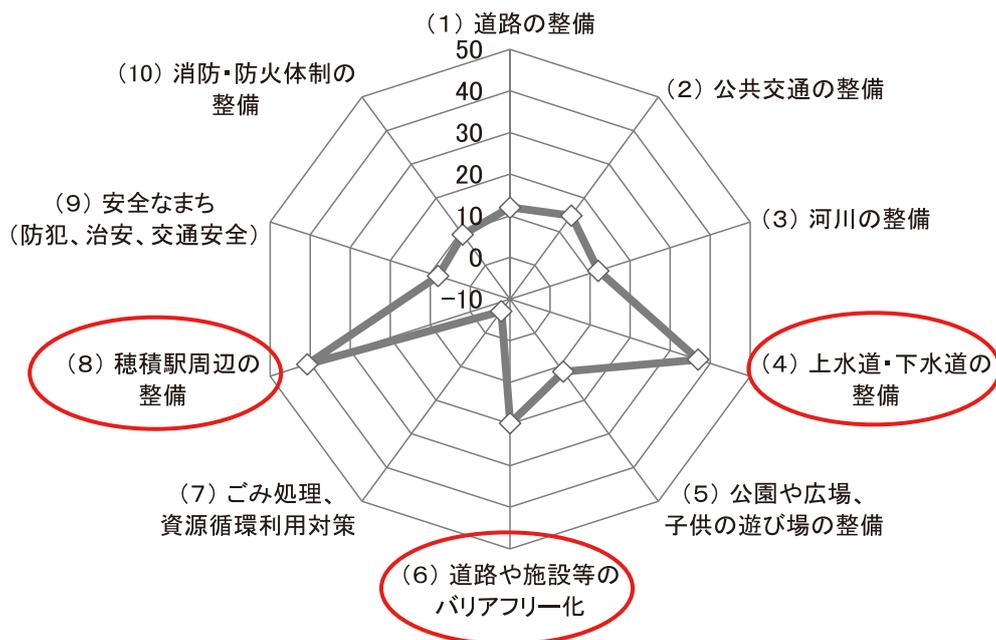
次の各項目の「現状に対する満足度」と「施策・事業の優先度」についてお答えください。

市民（団体）が思う「優先度」を明確にするため、次の設定によりレーダーチャートにして示しました。

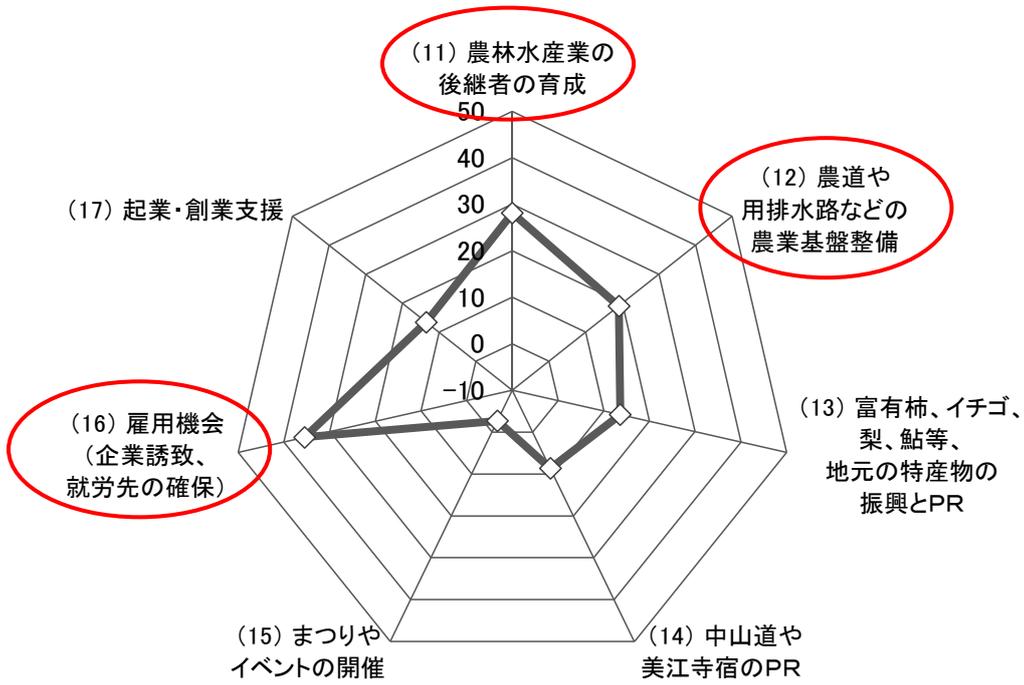
“市民（団体）が思う優先度” = 「優先度の得点」 - 「満足度の得点」

レーダーチャートの折れ線が外に膨らんでいるほど、市民が思う「優先度」は高くなります。※今回の調査結果では (8) の項目が該当。

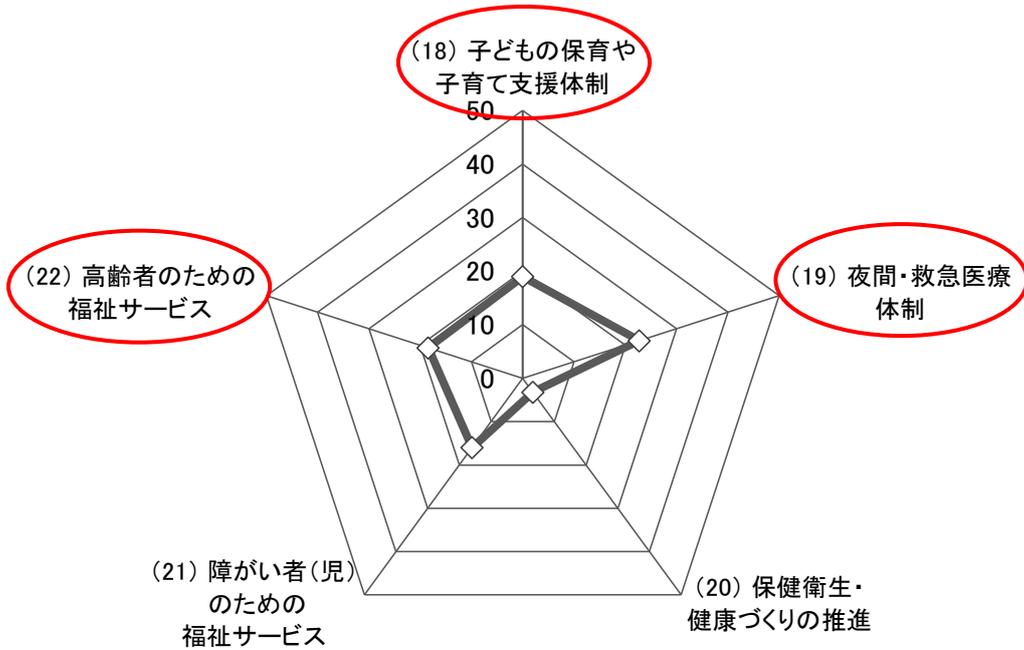
#### 社会基盤、生活環境



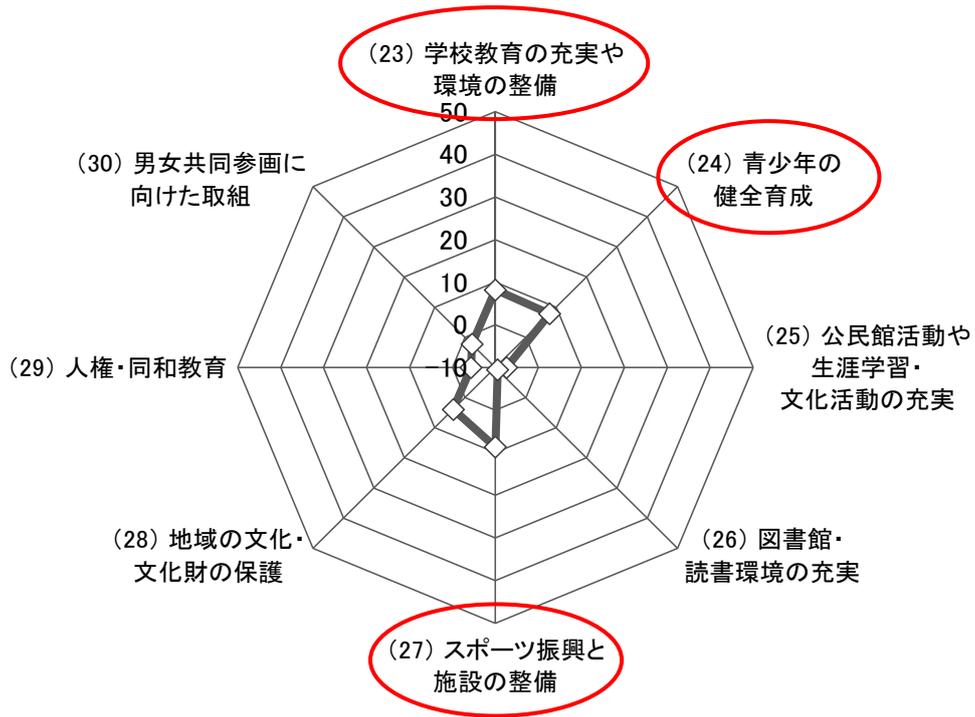
農林水産業・観光・商工業の振興



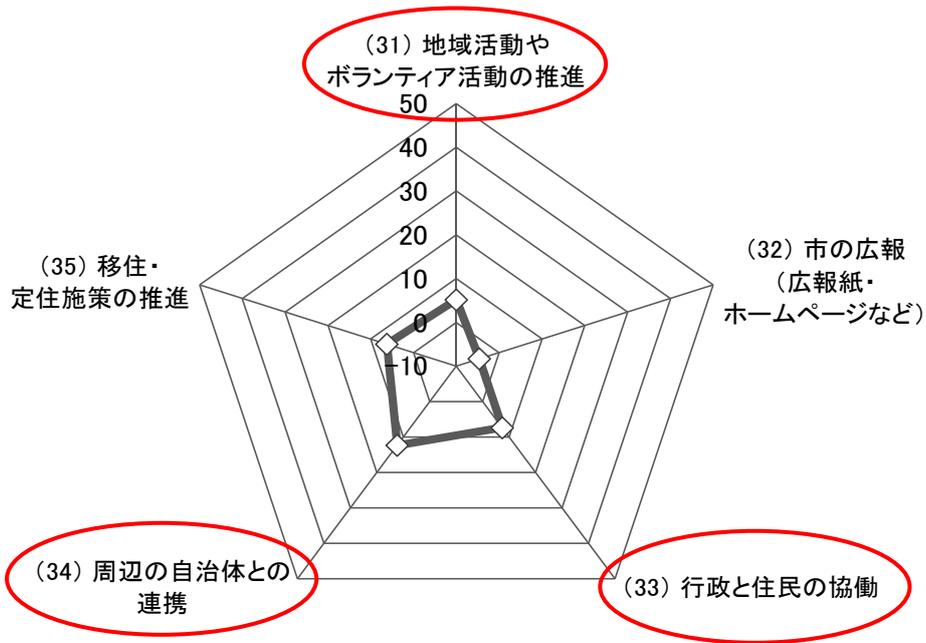
福祉・保健・医療



教育・文化・人権



その他のまちづくり



## 4. 瑞穂市総合計画策定条例

平成 24 年 12 月 20 日  
条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で示した将来像の実現に向け、各分野の基本方針や主要施策を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定と位置付け)

第 3 条 市長は、市の最上位計画として総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

(総合計画策定審議会への諮問)

第 4 条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、瑞穂市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議決)

第 5 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、瑞穂市議会基本条例（平成 23 年瑞穂市条例第 19 号）第 10 条の規定に基づき、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更に、前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第 6 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 7 条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第 8 条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき策定されている基本構想については、第 5 条第 1 項の規定による議決を受けて策定された基本構想とみなす。

○（瑞穂市総合計画審議会条例の廃止）

3 瑞穂市総合計画審議会条例（平成 15 年瑞穂市条例第 18 号）は、廃止する。

## 5. 瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

令和2年6月5日  
訓令第11号

(設置)

第1条 瑞穂市第2次総合計画後期基本計画(以下「後期計画」という。)の策定について必要な事項を協議するため、瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の基本計画(瑞穂市総合計画策定条例(平成24年瑞穂市条例第23号)第2条第3号に規定する基本計画をいう。以下「基本計画」という。)の素案の策定に関すること。
- (2) 基本計画の素案の策定に係る意見の具申及び助言に関すること。
- (3) 基本計画の素案の策定に係る総合調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本計画の素案の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 策定委員会の補助機関として、瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定専門部会(以下「専門部会」という。)を置くことができる。

- 2 専門部会の所掌事項、組織、運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(プロジェクトチーム)

第6条 策定委員会の所掌事務を補佐するため、瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

- 2 プロジェクトチームの構成員(以下「チーム員」という。)は、別表第2に掲げる課等に所属する者をもって構成する。
- 3 プロジェクトチームにリーダー及び副リーダーを置き、リーダーには総合政策課長を充て、副リーダーはリーダーが指名する。
- 4 リーダーは、プロジェクトチームの会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 策定委員会の委員長、副委員長及び委員並びにチーム員の任期は、後期計画が策定されたときまでとする。

(報告)

第8条 委員長は、後期計画の素案を策定したときは、市長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて、策定期間の中間においても、その経過を報告するものとする。

(任命権者の承認)

第9条 第3条第2項に定める委員及び第6条第2項に定めるチーム員のうち、別表第1に定める教育次長、議会事務局及び監査委員事務局並びに別表第2に定める教育委員会事務局、議会事務局及び監査委員事務局に所属する者は、会議に出席するに当たり各任命権者の承諾を得るものとする。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役職	職名
委員長	副市長
副委員長	企画部長
委員	教育長
	総務部長
	市民部長
	健康福祉部長
	都市整備部長
	調整監
	環境水道部長
	巢南庁舎管理部長
	会計管理者
	教育次長
	議会事務局長
	監査委員事務局長

別表第2（第6条関係）

課等	
企画部	総合政策課
	市民協働安全課
総務部	総務課
	財務情報課
市民部	税務課
	市民課
	医療保険課
健康福祉部	福祉生活課
	地域福祉高齢課
	健康推進課
巢南庁舎管理部	市民窓口課
都市整備部	都市開発課
	穂積駅圏域拠点整備課
	都市管理課
	商工農政観光課
環境水道部	上水道課
	下水道課
	環境課
会計課	
教育委員会事務局	教育総務課
	学校教育課
	幼児支援課
	生涯学習課
議会事務局	
監査委員事務局	

## 6. 瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定委員名簿

R3.3時点

役職		氏名
委員長	副市長	梶浦 要
副委員長	企画部長	山本 康義
委員	教育長	加納 博明
	総務部長	久野 秋広
	市民部長	棚橋 正則
	健康福祉部長	平塚 直樹
	都市整備部長	鹿野 政和
	調整監	宇野 真也
	環境水道部長	矢野 隆博
	巢南庁舎管理部長	棚橋 正則
	会計管理者	清水 千尋
	教育次長	広瀬 進一
	議会事務局長	広瀬 照泰
監査委員事務局長	西村 陽子	

## 7. 瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定プロジェクトチーム名簿

R3.3時点

課等		役職	氏名
企画部	総合政策課	主査	森川 正
	市民協働安全課	課長補佐	広瀬 正人
総務部	総務課	課長補佐	青木 美香
	財務情報課	課長補佐	井上 源英
市民部	税務課	課長補佐	馬淵 大治
	市民課	課長補佐	日比野 丸利子
	医療保険課	総括課長補佐	広瀬 秀一
健康福祉部	福祉生活課	主査	日比野 孝俊
	地域福祉高齢課	主査	不破 美名
	健康推進課	保健師	山田 香
巢南庁舎管理部	市民窓口課	課長補佐	栗本 佳奈
都市整備部	都市開発課	主査	久保田 覚
	穂積駅圏域拠点整備課	主査	小森 一輝
	都市管理課	総括課長補佐	深川 勝二
	商工農政観光課	課長補佐	坂上 隆志
環境水道部	上水道課	主任	和田 享大
	下水道課	主査	森 貞雄
	環境課	総括課長補佐	鹿野 将弘
会計課		課長補佐	棚瀬 敦夫
教育委員会事務局	教育総務課	主任	亀谷 浩
	学校教育課	主幹	曾我部 雄志
	幼児支援課	主任	原 祐貴
	生涯学習課	主査	野脇 佑太
議会事務局		課長補佐	宇野 伸二
監査委員事務局		課長補佐	高橋 誠

## 8. 策定の経緯

年月日		内容
令和元年	12月19日	後期基本計画策定事業着手
令和2年	3月10日	後期基本計画策定方針の確定
	5月15日	瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定に関するプロジェクトチームの立ち上げに伴うチーム員の選出及び公募
	6月11日	後期基本計画策定方針を一部修正
	6月23日	第1回瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定委員会
	7月7日～ 7月27日	前期計画の施策・事業の進捗調査（庁内関係課）
	7月17日	瑞穂市長インタビュー
	8月10日～ 8月30日	まちづくり関係団体へのアンケート
	8月31日	計画策定のための職員 SDGs 研修（巣南庁舎及び総合センターにて）
	9月9日～ 10月30日	プロジェクトチームによる計画案の確認
	10月27日	総合計画等評価審議会にて意見を聴取
	11月1日～ 11月30日	パブリックコメントの実施
	11月10日	第2回瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定委員会
	12月7日～ 12月18日	計画案へのパブリックコメントの反映
令和3年	1月19日	第3回瑞穂市第2次総合計画後期基本計画策定委員会
	1月28日	策定委員会から市長へ素案提出
	3月16日	令和3年3月第1回議会定例会 後期基本計画の議決